

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会臨時総会 議事録

日時：令和5年2月28日13時～15時

場所：アリストンホテル神戸5階カスティーリア（WEB併設開催）

出席団体等：公益社団法人神戸海難防止研究会、大阪湾水先区水先人会、内海水先区水先人会、小松島水先区水先人会、一般社団法人日本船主協会、一般社団法人日本船長協会、近畿旅客船協会、全日本海員組合関西地方支部、全日本海員組合大阪支部 大阪海運組合、兵庫海運組合、全国内航タンカー海運組合関西支部、外国船舶協会、阪神港大阪区堺泉北区/阪南港/大阪港海難防止対策委員会、阪神港神戸区尼崎西宮芦屋区台風・地震津波対策委員会、和歌山紀北地区台風・津波対策協議会、徳島小松島港台風・地震津波対策委員会、近畿運輸局、神戸運輸監理部、四国運輸局、近畿地方整備局、四国地方整備局、大阪管区气象台、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、神戸市、第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、神戸海上保安部、和歌山海上保安部、徳島海上保安部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署、岸和田海上保安署、西宮海上保安署、海南海上保安署、大阪湾海上交通センター

事務局：第五管区海上保安本部 交通部 航行安全課

【議事進行】

- 次第のとおり（別添1）
- 事前照会に対する回答（口頭）（別添2）
- ご質問等

【次第5 報告事項】

- 令和4年 台風第11号及び14号の台風予報等状況について

・（岸和田海上保安署長）

ここ10年近く強風圏の範囲が大きくなっているように感じていますが、理由等はあるのでしょうか

（大阪管区气象台）

地球温暖化によって台風が大型化する（強度が強まる）と言われているが、詳細については不明です。

- 大阪湾北部海域の監視・情報提供体制の強化

・（阪神港神戸区尼崎西宮芦屋区台風・地震津波対策委員会委員長 日本郵船株式会社 徳田氏）

台風第14号の際、名古屋向けの総トン数1万トン以下の外航コンテナ船が荒天避泊のために大阪湾に入域をしようとしたところ、勧告発令のため友ヶ島から入湾できず、結果、友ヶ島の南側で避泊することとなった。総トン数1万トン未満の船舶についても、安全対策を考えていかなければならない。

(事務局)

多種多様の船舶がありますところ、どの海域で台風を避けることが安全であるかは船長判断によるところです。

リーフレットでお知らせしておりますとおり、湾外避難勧告は、大型の船舶について対象海域である大阪湾・紀伊水道の海域への入湾を回避していただくとともに、湾外等からの退避をお願いしているところですが、船長の判断により台風の影響の少ない海域で避泊することが安全であると判断した場合には、対象海域内で避泊を容認しており、勧告が発出されてもすべからくこれに従わなければならないというものではありません。

なお、疑義が生じるような場合には、直接事務局までご連絡いただけますようお願いいたします。

・(阪神港神戸区尼崎西宮芦屋区台風・地震津波対策委員会委員長 日本郵船株式会社 徳田氏)

協議の方法について、瀬戸内海中部のように、メールにて何時までに協議の回答をいただくという方法がやりやすいと感じる

(事務局)

瀬戸内海中部地区は、構成員 40 数団体の全ての構成員（会員）に対して協議が行われることから、回答に時間を要してしまうものと思料され、このため、一定の時間制限を設けているものだと思います。本協議会については、台風の大きさや進路等刻々と変わっていく中、速やかに検討しなければならないということを念頭におき、台風対策要綱において、協議会幹事の中からさらに選任した会長・副会長、操船実務者である水先人會・各港の台風等対策協議会の委員長、そして第五管区海上保安本部により協議することにしており、協議は電話や FAX などによりさせていただいています。

メールによることの方が情報の伝達が確実かつ迅速であるということであれば、そちらの活用もさせていただきます。

協議の方法について、構成員の皆様にとって一番良い方法を取っていきたいと思います。

○大阪湾北部海域の監視・情報提供体制の強化

・(一般社団法人日本船主協会 株式会社商船三井 海上安全部部長代理)

常時の情報聴取義務海域の拡大、異常気象等時の情報聴取義務海域と位置通報ラインの設定が本年 5 月 1 日から実施されるとのことで、具体的な緯度経度などのリーフレットパンフレットなどありますでしょうか

(事務局)

情報聴取義務海域については、海上交通安全法施行規則改正のパブリックコメントが

なされており、3月22日まで受付けております。そこに具体的な海域を示すための著名物標からの方位距離が公表されております。

なお、改正後には官報で公表されます。

位置通報については、行政指導であり、平成22年に位置通報制度を開始した際に文書により関係先の皆様に通知いたしました。今回も、5月1日までに関係先の皆様に、文書により通知させていただく予定であり、その文書において具体的な位置通報ラインを著名物標からの方位距離で記載します。また、各海上交通センターに利用の手引きをホームページ等で公表しており、こちらにおいても具体的位置通報ラインを著名物標からの方位距離で記載させていただきます。